

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の特例措置

**12/15
より適用****6歳未満の初診・再診時に算定する
『乳幼児感染予防策加算』
の取扱い**

12月15日、厚労省は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」等により、「乳幼児感染予防策加算」の取扱いを発出しました。

新型コロナウイルスの感染が拡大している間、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策が必要なため、6歳未満の乳幼児への外来診療等に特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合に算定できます（小児科以外の診療科においても要件を満たせば算定可）。

乳幼児感染予防策加算**医科：100点 歯科：55点****《算定要件》** 電話・オンラインによる診療の場合は対象外

「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針」第1版（小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ）」を参考に感染予防策を行った上で、保護者に説明し、同意を得る。

小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針より抜粋

⇨感染予防対策について

Q2 COVID-19 疑い患者の診療までのフローはどうすれば良いか？

A2 COVID-19 疑い患者は、真の COVID-19 患者であると想定して、他の患者や医療従事者と動線や対応を分ける。しかし、COVID-19 では無症状の感染者が存在するので、感染対策上全ての患者・家族を受診の前後で可能な限り密閉、密集、密接(3密)にさせない配慮も必要である。

Q3 COVID-19 疑い患者を診察する時の感染対策はどのようにすれば良いか？

A3 COVID-19 疑い患者を診察する時は、個人防護具(PPE)を装着するなど自身が濃厚接触者とならない注意が必要である。

医科★請求コード

乳幼児感染予防策加算（初診料・診療報酬上臨時的取扱）・・・111013970

乳幼児感染予防策加算（再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱）・・・112023970

乳幼児感染予防策加算（小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱）・・・113033270

※小児かかりつけ診療料も該当

歯科★請求コード

乳幼児感染予防策加算（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱）・・・301077770